

鳥取県道路占用料徴収条例等の一部改正について

1 条例の改正理由

道路法施行令（以下「政令」という。）の一部改正に伴い、国が管理する国道の占用料の額が引き下げられたこと等にかんがみ、県が管理する道路の占用料の額等を引き下げる。

2 条例の概要

(1) 鳥取県道路占用料徴収条例の一部改正

ア 新たに、次のとおり県が管理する国道及び県道の占用に係る占用料（以下「道路占用料」という。）を徴収する。

政令第7条第8号に掲げる応急仮設建築物	占用物件	単位	占用料の額			
			非課税とされる占用		非課税とされる占用以外の占用	
			市の区域	町村の区域	市の区域	町村の区域
政令第7条第8号に掲げる	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.018を乗じて得た額	Aに0.0147を乗じて得た額	Aに0.0189を乗じて得た額
応急仮設建築物	その他のもの		Aに0.025を乗じて得た額	Aに0.02625を乗じて得た額		

イ 県が徴収する道路占用料の額を次のとおり改める。

(ア) 占用料の額の引下げ

道路法以下「法」という。	占用物件	単位	占用料の額							
			非課税とされる占用				非課税とされる占用以外の占用			
			現行		改正後		現行		改正後	
			市の区域	町村の区域	市の区域	町村の区域	市の区域	町村の区域	市の区域	町村の区域
第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	1,000円	770円	630円	530円	1,050円	808円	661円	556円
	第2種電柱		1,600円	1,200円	970円	820円	1,680円	1,260円	1,018円	861円
	第3種電柱		2,200円	1,600円	1,300円	1,100円	2,310円	1,680円	1,365円	1,155円
	第1種電話柱		930円	690円	560円	480円	976円	724円	588円	504円
	第2種電話柱		1,500円	1,100円	900円	760円	1,575円	1,155円	945円	798円
	第3種電話柱		2,100円	1,500円	1,200円	1,000円	2,205円	1,575円	1,260円	1,050円
	その他の柱類		72円	53円	56円	48円	75円	55円	58円	50円
第32条第1項	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	10円	7円	6円	5円	11円	8円	7円	6円
第1号に掲げる工作物	地下に設ける電線その他の線類	き1年	5円	4円	3円	3円	6円	5円	4円	4円
第1号に掲げる工作物	路上に設ける変圧器	1個につき1年	700円	520円	550円	470円	735円	546円	577円	493円
第1号に掲げる工作物	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	480円	360円	340円	290円	504円	378円	357円	304円

	圧器		積1平方メートルにつき1年									
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,400円	1,100円	1,100円	950円	1,470円	1,155円	1,155円	997円		
	郵便差出箱及び信書便差出箱		600円	450円	470円	400円	630円	472円	493円	420円		
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	4,400円	1,100円	2,000円	1,000円	4,620円	1,155円	2,100円	1,050円		
	その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	1,400円	1,100円	1,100円	950円	1,470円	1,155円	1,155円	997円		
	法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	占有面積1平方メートルにつき1年	1,400円	1,100円	1,100円	950円	1,470円	1,155円	1,155円	997円		
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.003を乗じて得た額		Aに0.004を乗じて得た額		Aに0.00315を乗じて得た額		Aに0.0042を乗じて得た額			
		階数が2のもの	Aに0.005を乗じて得た額		Aに0.006を乗じて得た額		Aに0.00525を乗じて得た額		Aに0.0063を乗じて得た額			
		階数が3以上のもの	Aに0.006を乗じて得た額		Aに0.008を乗じて得た額		Aに0.0063を乗じて得た額		Aに0.0084を乗じて得た額			
		上空に設ける通路	2,900円	710円	1,000円	510円	3,045円	745円	1,050円	535円		
	地下に設ける通路	1,500円	360円	600円	310円	1,575円	378円	630円	325円			
	その他のもの	1,400円	1,100円	1,100円	950円	1,470円	1,155円	1,155円	997円			
法第32条第1項第6号に掲	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1日	44円	11円	20円	10円	46円	12円	21円	11円		

げる施設	その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1月	440円	110円	200円	100円	462円	115円	210円	105円	
政令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	440円	110円	200円	100円	462円	115円	210円	105円
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	4,400円	1,100円	2,000円	1,000円	4,620円	1,155円	2,100円	1,050円
	標識	1本につき1年	1,100円	850円	900円	760円	1,155円	892円	945円	798円	
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	44円	11円	20円	10円	46円	12円	21円	11円
その他のもの		1本につき1月	440円	110円	200円	100円	462円	115円	210円	105円	
幕（政令第7条第2号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	44円	11円	20円	10円	46円	12円	21円	11円	
	その他のもの	その面積1平方メートルにつき1	440円	110円	200円	100円	462円	115円	210円	105円	

	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	4,400円	1,100円	2,000円	1,000円	4,620円	1,155円	2,100円	1,050円
		その他のもの		2,200円	540円	1,000円	510円	2,310円	567円	1,050円	535円
政令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料	占用面積1平方メートルにつき1月			440円	110円	200円	100円	462円	115円	210円	105円
政令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設	占用面積1平方メートルにつき1月			140円	110円	110円	95円	147円	115円	115円	99円
政令第7条第9号に掲げる器具	占用面積1平方メートルにつき1年			Aに0.018を乗じて得た額	Aに0.025を乗じて得た額	Aに0.0189を乗じて得た額	Aに0.02625を乗じて得た額				

(イ) 占用料の額の引下げと併せた占有物件の区分の変更

占有物件	単位	占用料の額				
		非課税とされる占有		非課税とされる占有以外の占有		
		市の区域	町村の区域	市の区域	町村の区域	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	長さ1メートルにつき1年	外径が0.07メートル未満のもの	24円	20円	25円	21円
		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	34円	29円	35円	30円
		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	51円	43円	53円	45円
		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	67円	57円	70円	59円
		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	100円	86円	105円	90円
		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	130円	110円	136円	115円
		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	240円	200円	252円	210円
		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	340円	290円	357円	304円
		外径が1メートル以上のもの	670円	570円	703円	598円
政令第7条第6号に掲げる	占有面積1平方メートルにつき1年	建築物	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.018を乗じて得た額	Aに0.0147を乗じて得た額	Aに0.0189を乗じて得た額
		その他のもの	Aに0.01を乗じて得た額	Aに0.013を乗じて得た額	Aに0.0105を乗じて得た額	Aに0.01365を乗じて得た額

施設			乗じて得た額	を乗じて得た額	を乗じて得た額	を乗じて得た額
----	--	--	--------	---------	---------	---------

備考 Aは、近傍類似の土地の時価を表す。

- (2) 鳥取県国有地使用料徴収条例の一部改正
その管理に要する経費を負担する国有地の使用に係る占用料の額を(1)に準じて引き下げる。
- (3) 鳥取県海岸占用料等徴収条例の一部改正
県が管理する海岸保全区域の占用に係る占用料の額を(1)に準じて引き下げる。
- (4) 鳥取県流水占用料等徴収条例の一部改正
県が管理する河川区域内の占用に係る土地占用料の額を(1)に準じて引き下げる。
- (5) 鳥取県砂防指定地等管理条例の一部改正
県が管理する砂防設備等の占用に係る占用料の額を(1)に準じて引き下げる。
- (6) 鳥取県漁港管理条例の一部改正
県が管理する漁港施設又は漁港区域内の公共空地の占用に係る占用料の額を(1)に準じて引き下げる。
- (7) 鳥取県港湾管理条例の一部改正
県が管理する港湾施設用地の使用に係る使用料及び港湾区域内の水域又は公共空地の占用に係る占用料の額を(1)に準じて引き下げる。
- (8) 施行期日は、平成21年4月1日とする。

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

安心して産科医療を受けられる環境整備を目的として、県立病院が産科医療補償制度へ加入することに伴い、新たに発生する保険料を分べん料と併せて徴収するため、県立病院の分べん料について所要の改正を行う。

産科医療補償制度...分べんに関連して発症した脳性まひの児を対象に、医師の過失がなくても補償金を支給する制度

2 条例の概要

- (1) 分べん料の額を次のとおり引き上げる。

区分		金額	
		現行	改正後
単胎の場合	午前8時30分から同日の午後5時までの間の分べん	74,900円	104,900円
	午前5時から同日の午前8時30分までの間及び午後5時から同日の午後10時までの間の分べん	90,800円	120,800円
	午後10時から翌日の午前5時までの間の分べん	106,700円	136,700円
多胎の場合	1児目の分べん	当該胎児の分べんの時間区分による単胎の場合の額	現行どおり
	2児目以降の分べん	当該胎児の分べんの時間区分による単胎の場合の額の2分の1に相当する額	当該胎児の分べんの時間区分による単胎の場合の額の2分の1に相当する額に15,000円を加えた額

- (2) 妊娠12週以上22週未満の流産の場合における分べん料の額は、(1)の表の改正後の欄に定める金額から

それぞれ3万円を控除した額とし、妊娠12週未満の流産の場合には、分べん料を徴収しない。

(3) 施行期日は、平成21年1月1日とする。